

原子力災害拠点病院等の施設要件

平成27年6月

原子力規制庁

目次

1	原子力災害拠点病院の指定等について.....	4
2	用語.....	5
3	原子力災害拠点病院の施設要件.....	6
	(ア) 診療体制等.....	6
	① 診療機能.....	6
	② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携.....	6
	③ 医療従事者等.....	6
	(イ) 必要な施設及び設備等.....	7
	① 施設等.....	7
	② 設備、備品等.....	7
	(ウ) 教育研修・訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	8
	① 教育研修.....	8
	② 訓練.....	8
	③ 地域連携ネットワークの構築.....	8
	④ 立地道府県等との連携.....	8
	(エ) 「原子力災害医療派遣チーム」の配置等.....	8
	① 配置、資質等.....	8
	② 装備等.....	9
	(オ) 指定にあたっての留意点.....	9
4	高度被ばく医療支援センターの施設要件.....	10
	(ア) 診療体制等.....	10
	① 診療機能等.....	10
	② 原子力災害拠点病院等との医療連携.....	10
	③ 医療従事者等.....	10
	(イ) 施設及び設備等.....	11
	① 施設.....	11
	② 設備、備品等.....	11
	(ウ) 教育研修・訓練の実施、関係機関への支援体制等.....	11
	① 教育研修.....	11
	② 訓練.....	11
	③ 全国ネットワークの構築.....	12
	(エ) 専門派遣チームの派遣等.....	12
	① 配置、資質等.....	12

- ② 資機材等 12
- (オ) その他 12
- (カ) 指定にあたっての留意点 12
- 5 原子力災害医療・総合支援センターの施設要件 13
 - (ア) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整 13
 - ① 業務等 13
 - ② 組織体制等 13
 - ③ 設備等 13
 - ④ 訓練 13
 - (イ) 原子力災害医療・総合支援センターが行う医療に対する診療体制等 14
 - ① 診療機能等 14
 - ② 原子力災害拠点病院等との医療連携 14
 - ③ 医療従事者等 14
 - ④ 施設 14
 - ⑤ 設備、備品等 14
 - ⑥ 教育研修・訓練 14
 - ⑦ 「原子力災害医療派遣チーム」の配置等 14
 - (ウ) 関係機関への支援体制、全国ネットワークの構築等 15
 - ① 原子力災害拠点病院等に対する支援 15
 - ② 全国ネットワークの構築 15
 - ③ その他 15
 - (エ) 指定にあたっての留意点 15
- 6 原子力災害医療協力機関の登録について 16
 - ① 協力機関に求められる機能 16
 - ② 医療従事者等 16
 - ③ 施設・設備等 16
 - ④ 研修、訓練の実施 16
 - ⑤ 関係機関等への連携体制等 16
- 7 施設要件の見直しについて 17
- 8 施行期日 17

1 原子力災害拠点病院の指定等について

原子力災害拠点病院は、原子炉施設等立地道府県、及びその他重点区域内の道府県（以下、「立地道府県等」という。）が、次に掲げる「3 原子力災害拠点病院の施設要件」に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして指定するものとする。原子力災害拠点病院は、立地道府県等内に、1～3カ所程度指定を行う。

なお、複数の原子力災害拠点病院が連携して実施することで原子力災害拠点病院の行う業務が効率的になると考えられる場合は、グループとして指定することも可能である。その場合、中心となる原子力災害拠点病院を「基幹原子力災害拠点病院」として指定する。

原子力災害時には、被ばく医療に加え、一般的な救急医療、災害医療が必要となることから、一般災害対策を行う機関等との連携体制を事前に構築しておく必要がある。さらに原子力災害発生時には、傷病はないが被ばくしている者への検査・除染、救護所等における健康管理等も必要となることから、立地道府県等は、原子力災害拠点病院の要件を全て満たしてはいないが、立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力できる機関（以下、「原子力災害医療協力機関」という。）を積極的に募集し、登録（リスト化）しておく。

立地道府県等は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関について、これら施設の役割等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置づけるとともに、平時より、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等との情報交換、訓練、研修等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努める。また、原子力災害拠点病院等の協力を得て、平時より、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努める。

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについては、国（原子力規制庁）が募集し、指定を希望する申請があった場合には、当該施設の申請内容等が「4 高度被ばく医療支援センターの施設要件」又は「5 原子力災害医療・総合支援センターの施設要件」を満たしているかを確認する。さらに、第三者によって構成される委員会（当面は、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」）の意見も参考にして指定する。

原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、指定後、速やかに院内の見やすい場所に指定を受けている旨を掲示する等、立地道府県等の住民等の関係者に対して、原子力災害時において傷病者の受け入れを行う旨等の情報提供を行う。

国及び立地道府県等は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院が施設要件を満たしているか3年毎に確認を行うとともに、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すものとする。

2 用語

本文に記載されている用語については、以下の様に定義する。

- 被ばく患者：放射線障害による症状がある患者
 - 外部被ばく患者：外部被ばくによる障害（放射線皮膚障害等）がある患者
 - 内部被ばく患者：内部被ばくによる障害（甲状腺機能低下等）がある、又は内部被ばくが疑われる患者

- 傷病者：外傷又は疾患を有する患者
- OIL4 超傷病者：外傷又は疾患を有し、OIL4 以上の汚染はあるが、放射線障害による症状がない患者
- 被ばく傷病者：外傷又は疾患を有し、放射線障害による症状がある患者

汚染状況	放射線障害	傷病無し	傷病等あり
OIL4 以上	あり	被ばく患者 内部被ばく患者 外部被ばく患者	被ばく傷病者
	なし	OIL4 超者	OIL4 超傷病者
OIL4 以下	—	—	傷病者

3 原子力災害拠点病院の施設要件

原子力災害拠点病院は、災害拠点病院であることを原則とし、その他救命救急センター、二次救急医療機関、又は災害拠点病院に準ずる医療機関であると立地道府県等が認めた施設であるとともに、以下の施設要件を満たすものとする。

(ア) 診療体制等

① 診療機能

【救急医療の提供体制】

- A) 汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制があること。

【被ばく医療の提供体制】

- B) OIL4 超傷病者に対して、線量測定、除染処置を行う体制があること。
- C) 被ばく傷病者又は被ばく患者(以下、「被ばく傷病者等」という。)に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、被ばくに対して必要な集中治療等の診療を提供する体制があること。

【救急医療と被ばく医療の連携体制】

- D) 救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な患者に対して、救急医療を提供する者(チーム)と被ばく医療を提供する者(チーム)とが連携して対応する体制があること。

② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受け入れを行うこと。
- B) 被ばく傷病者等の状態に応じ、行政機関と連携して、原子力災害医療協力機関、他の原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、又は原子力災害医療・総合支援センターに患者を搬送することが可能となる体制があること。
- C) 他の立地道府県等内に設置されている原子力災害拠点病院等から派遣された原子力災害医療派遣チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制があること。

③ 医療従事者等

【施設管理者¹⁾】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する基礎的な研修²⁾、若しくはこれら研修よりも高度・専門的な研修を受講していること。

【原子力災害に対する中核人材の配置】

- B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修等³⁾を受講した者を配置すること。

¹⁾ 施設内において被ばく傷病者等を受入れ、医療を提供すること等を決定する者を指す。例えば、病院の病院長など。

²⁾ 立地道府県等が行う基礎的な研修、国立研究開発法人放射線医学総合研究所が実施する NIRS 被ばく医療セミナーを含む各種セミナー、公益財団法人原子力安全研究協会が実施する「放射線基礎知識」に関する研修、その他、各施設で実施する放射線基礎知識に関する短時間研修。

³⁾ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所の実施する「NIRS 被ばく医療セミナー」、若しくはこれと同等と認められる研修。

【原子力災害発生時における、専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- C) 原子力災害時において、下記に示す医師が配置されていること。
- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上。
 - ・ 被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上。

【原子力災害発生時における、専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

- D) 原子力災害時において、下記に示す医師以外の者が配置されていること。
- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上。
 - ・ 放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上。
 - ・ 線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示により、必要な検査やサンプル収集の技能を有する者を1名以上。
 - ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上。

(イ) 必要な施設及び設備等

① 施設等

以下の施設又は体制が整備されていること。

- A) 除染を行うために必要な除染室⁴。
- B) 被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室⁵。
- C) OIL4 超傷病者、被ばく傷病者等に対して入院治療が行える病室⁶。
- D) 災害拠点病院以外の施設が指定される場合は、以下の施設又は体制等を有することが望ましい。
- ・ 耐震構造となっている診療機能を有する施設及び病院機能を維持するために必要な施設。
 - ・ 自家発電機等及び3日分程度の燃料。
 - ・ 適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、優先的な給水協定の締結等による災害時の診療に必要な水。
 - ・ 病院敷地内のヘリコプターの離着陸場又は病院近接地において非常時に使用可能な離着陸場。

② 設備、備品等

救急医療、災害医療に必要な設備、備品に加え、以下の設備、備品が整備されていること。

- A) 医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材(個人線量計を含む)。
- B) 処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器。
- C) 外部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器。

⁴ 予め確保できない場合は、原子力災害時に、一般患者と分離した部屋等を養生することにより除染が行える体制があること。

⁵ 予め確保できない場合は、原子力災害時に、一般患者と分離した部屋等を養生することにより救急処置等が行える体制があること。

⁶ 予め確保できない場合は、原子力災害時に、一般患者と分離した部屋等を養生することにより入院治療が行える体制があること。

- D) 内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器⁷。
- E) 被ばくの診療に必要な設備及び医薬品(安定ヨウ素剤等)⁸。
- F) 除染するために必要な資機材。
- G) 汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備⁹。
- H) 災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段。

(ウ) 教育研修・訓練の実施、関係機関への支援体制等

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員(医師、看護師、事務職員等)に対する教育研修を定期的に行うこと。
- B) 管轄内の原子力災害医療協力機関の職員等、自施設以外の関係者に対する研修を定期的に行うこと¹⁰。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的に行うこと。
- B) 立地道府県等が実施する訓練に参加すること。
- C) 立地道府県等が国と協同行う総合防災訓練に参加することが望ましい。

③ 地域連携ネットワークの構築

- A) 立地道府県等と協力し、原子力災害医療協力機関等との地域連携ネットワーク会議(仮称)を構築するとともに、同会議については、定期的に行うこと¹¹。

④ 立地道府県等との連携

- A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

(エ) 「原子力災害医療派遣チーム」の配置等

① 配置、資質等

- A) 原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行うチームを保有すること。
- B) チームは4名以上で、医師、看護師及び放射線防護関係者(診療放射線技師、放射線管理要員等)から構成すること。
- C) 災害医療の知識、技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な、原子力災害、放射線防護の知識を有すること¹²。また、放射線防護関係者は、放射線測定技術に関する技

⁷ 他の原子力災害拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は除外。

⁸ 医薬品については放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等が該当するが、高度被ばく医療支援センター等における診療の提供を受けられる体制が構築されている場合は除外。

⁹ 予め確保できない場合は、原子力災害時に、一時的に保管できる体制があること。

¹⁰ 同管轄内の他の原子力災害拠点病院、又は立地道府県等が原子力災害医療協力機関の職員等の関係者に対する教育研修を行っている場合で、講師派遣等の協力、支援を行う場合は除外。

¹¹ 当該立地道府県内で他の原子力災害拠点病院が地域連携ネットワーク会議(仮称)を構築し連携を図っている場合であって、構築された地域連携ネットワーク会議(仮称)に協力、支援を行う場合は除外。

¹² 災害拠点病院の災害時派遣医療チーム(以下、「DMAT」という。)、日本赤十字社救護班(以下、「日赤救護班」という。)、日本医師会災害医療チーム(以下、「JMAT」という。)が兼任する場合は、救急・災害医療等に関する講義の他に原子力災害時の診療に必要な放射線防護等に関する講義を受けていること。

術を有すること。

② 装備等

以下の資機材が整備されていること。

- A) 救急医療・災害医療に必要な資機材。
- B) 放射性物質の放出開始後の活動や、OIL4 超傷病者、被ばく患者等に対する医療活動も行うことを想定した放射線防護に必要な資機材等¹³。
- C) 派遣に必要な車輛¹⁴(有していることが望ましい)。

(オ) 指定にあたっての留意点

既に指定されている「初期被ばく医療機関」や「二次被ばく医療機関」を活用すること。

¹³ 但し、緊急時、他施設から調達できる場合は除外

¹⁴ 応急用医療資器材、放射線防護に必要な防護具・資機材、測定機器等の搭載が可能な車両

4 高度被ばく医療支援センターの施設要件

高度被ばく医療支援センターの施設要件は以下の通りとする。

(ア) 診療体制等

① 診療機能等

【被ばく医療の提供】

- A) 長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者(プルトニウム等の内部被ばくを含む)の診療及び長期経過観察が行える体制があること。
- B) 除染が困難(複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者の診療が提供できる体制があること。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害拠点病院等での診療に、被ばく医療の観点から専門的助言を行う体制があること。
- B) 原子力災害拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価(スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、リンパ球による生物学的線量評価等)を行う体制があること。
- C) 原子力災害拠点病院等で対応できない高線量外部被ばく患者や内部被ばく患者を受け入れるとともに、これらの者に対して専門的治療を提供できる体制があること。若しくは、関係機関との連携により専門的治療を提供できる体制が確保されていること。

③ 医療従事者等

【施設管理者¹⁵⁾】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する基礎的な研修¹⁶⁾、若しくはこれら研修よりも高度・専門的な研修を受講していること。

【原子力災害発生時における、専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- A) 原子力災害時において、下記に示す医師が配置されていること。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者(プルトニウム等の内部被ばくを含む)の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上。
 - ・ 除染が困難(複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者の診療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上。

【原子力災害発生時における、専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

- B) 原子力災害時において、下記に示す医師以外の者が配置されていること。
 - ・ 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者(プルトニウ

¹⁵⁾ 施設内において被ばく傷病者等を受入れ、医療を提供すること等を決定する者を指す。例えば、病院の病院長など。

¹⁶⁾ 立地道府県等が行う基礎的な研修、国立研究開発法人放射線医学総合研究所が実施するNIRS被ばく医療セミナーを含む各種セミナー、公益財団法人原子力安全研究協会が実施する「放射線基礎知識」に関する研修、その他、各施設で実施する放射線基礎知識に関する短時間研修等。

ム等の内部被ばくを含む)に対して必要な看護ができる看護師を1名以上。

- ・ 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者¹⁷を1名以上。
- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上。

(イ) 施設及び設備等

① 施設

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (イ)施設及び設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、以下の施設が整備されていること。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等。
- B) 教育研修・訓練の実施に必要な施設。

② 設備、備品等

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (イ)施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目¹⁸に加え、下記設備、備品等が整備¹⁹されていること。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価・測定に必要な体外計測機器及び資機材。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材。

(ウ) 教育研修・訓練の実施、関係機関への支援体制等

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員(医師、看護師、事務職員等)に対する教育研修を定期的に行うこと。
- B) 汚染拡大防止措置、放射線防護対策、被ばく線量評価等に関する高度・専門的な教育研修を行う体制があること。
- C) 原子力災害医療拠点病院の中核人材等に対し、高度・専門的な教育研修を行う体制があること。
- D) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な高度・専門的な教育研修を行う体制があること²⁰。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的に訓練を行うこと。
- B) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言・指導を行うこと。
- C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加する

¹⁷ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価(スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、リンパ球による生物学的線量評価等)を実施できる者。

¹⁸ 但し、注釈6,7は適応しない。特に医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

¹⁹ 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²⁰ 原子力災害医療・総合支援センターが行う場合であって、継続的に協力・支援を行う場合は除外する。

こと。

③ 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携・協力体制が平時より構築され、全国規模の原子力災害医療関係者による情報交換等のための会合を定期的に開催²¹すること。
- B) 原子力災害医療や線量評価の専門家の人的ネットワークを活用できる体制があること。

(エ) 専門派遣チームの派遣等

① 配置、資質等

- A) 国又は立地道府県等の要請に基づき、現地の防災関係者や医療関係者等に対して個人防護、作業環境の放射線測定、被ばく患者の線量評価・診療等に関する指導、助言、援助等を行うチームを配置していること。
- B) チームは4名以上で構成し、医師、看護師及び放射線防護関係者（診療放射線技師、放射線管理要員等）等から構成すること。

② 資機材等

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (エ)「原子力災害医療派遣チーム」の配置等 ②装備等」に掲げる項目²²に加え、下記設備、備品等が整備されていること。

- A) 線量評価に必要な機器及び資機材。

(オ) その他

- A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療に関する専門家を派遣する体制があること。
- B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行えること。
- C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。

(カ) 指定にあたっての留意点

指定にあたっては、下記の実績を考慮する。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療及び長期経過観察。
- B) 除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者等の診療。
- C) 放射性同位元素若しくは放射線発生装置に起因する被ばく患者等の診療。

²¹ 原子力災害医療・総合支援センターが行う場合であって、継続的に協力・支援を行う場合は、会合が定期的に開催されていると見なす。

²² 注釈 12 は適応しない。

5 原子力災害医療・総合支援センターの施設要件

原子力災害医療・総合支援センターの施設要件は以下の通りとする。

(ア) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整

① 業務等

- A) 原子力災害時に、原子力災害が発生した立地都道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うこと。
- B) 原子力災害時に、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行うこと。
- C) 平時においては、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有すること。

② 組織体制等

【施設管理者²³】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する基礎的な研修²⁴、若しくはこれら研修よりも高度・専門的な研修を受講していること。

【派遣調整業務従事者】

- A) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員が確保されていること。
- B) 平時より、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集して情報共有するために必要な人員が確保されていること。

③ 設備等

以下の設備等が整備されていること。

- A) 被災地域以外からの「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整に必要な設備。
- B) 原子力災害拠点病院等との通信ネットワーク設備。
- C) 確実な派遣実施のため、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車輛(有していることが望ましい)。

④ 訓練

- A) 自施設において、定期的に派遣調整訓練を行うこと。
- B) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練に対して、助言・指導を行うこと。
- C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

²³ 施設内において被ばく傷病者等を受入れ、医療を提供すること等を決定する者を指す。例えば、病院の病院長など。

²⁴ 立地道府県等が行う基礎的な研修、国立研究開発法人放射線医学総合研究所が実施する NIRS 被ばく医療セミナーを含む各種セミナー、公益財団法人原子力安全研究協会が実施する「放射線基礎知識」に関する研修、その他、各施設で実施する放射線基礎知識に関する短時間研修等。

(イ) 原子力災害医療・総合支援センターが行う医療に対する診療体制等

① 診療機能等

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (ア)診療体制等 ①診療機能」に加え、以下の診療が行えること。

- A) 原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療。
- B) OIL4 超傷病者、被ばく傷病者に対応可能な高度救命救急センターの診療(骨髄移植や重症熱傷等の診療を含む)。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害拠点病院で対応できない高線量被ばく傷病者の受け入れを行うとともに、専門的治療を提供できる体制があること。
- B) 原子力災害拠点病院等での診療に専門的助言を行う体制があること。

③ 医療従事者等

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (ア)診療体制等 ③診療従事者等」に加え、以下の診療従事者等が配置されていること。

- A) 原子力災害拠点病院で対応できない高線量被ばく傷病者の診療について、専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上。

④ 施設

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (イ)施設及び設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、以下の施設が整備されていること。

- A) 教育研修・訓練の実施に必要な施設。
- B) 高線量被ばく傷病者の診療に必要な無菌室等。

⑤ 設備、備品等

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (イ)施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目を満たすこと。

⑥ 教育研修・訓練

- A) 原則として自施設の全職員(医師、看護師、事務職員等)に対する教育研修を定期的に行うこと。
- B) 自施設の原子力災害に係る職員に対し、定期的に行うこと。

⑦ 「原子力災害医療派遣チーム」の配置等

「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (エ)原子力災害医療派遣チーム」に掲げる項目を満たすこと。

(ウ) 関係機関への支援体制、全国ネットワークの構築等

① 原子力災害拠点病院等に対する支援

- A) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な高度・専門的な教育研修・指導を行うこと。
- B) 地域の原子力災害拠点病院に対しネットワーク構築のための研修、指導、助言を行うこと。

② 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携・協力体制が平常時より構築され、全国規模の原子力災害医療関係者による情報交換等のための会合を定期的に開催すること²⁵。
- B) 原子力災害拠点病院等の「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整のため、平時から、全国規模の連携・協力体制のネットワークを構築すること。

③ その他

- A) 原子力災害時に、国及び立地道府県等からの要請により専門家を派遣する体制があること。

(エ) 指定にあたっての留意点

指定に当たっては、下記の実績を考慮する。

- A) 医療チームの派遣調整。

²⁵ 高度被ばく医療支援センターが行う場合であって、継続的に協力・支援を行う場合には、会合が定期的に開催されていると見なす。

6 原子力災害医療協力機関の登録について

立地道府県等は、原子力災害医療協力機関(以下「協力機関」という。)を積極的に募集し、登録(リスト化)しておく。

なお、協力機関については、医療機関(病院、診療所)の場合や、医療機関以外の機関(研究所、大学病院以外の大学、さらに職能団体、民間企業等)の場合もあることから、それぞれの機関からどのような協力を得ることができるかを明確にしておく必要がある。

① 協力機関に求められる機能

下記に掲げる7項目の機能のうち、1項目以上を実施できること。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行えること。
- B) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行えること。
- C) 「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣体制があること。
- D) 救護所への医療チーム(又は医療関係者)の派遣を行えること。
- E) 避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行えること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行えること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行えること。

② 医療従事者等

協力機関が協力する上記①の機能に必要な人員等が配置されていること。

なお、具体的な要件等については、「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (ア)診療体制等 ③ 診療従事者」等を参考にする。

③ 施設・設備等

協力機関が協力する上記①の機能に必要な施設、設備等が整備されていること。

なお、具体的な要件等については、「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (イ)施設及び設備等 ①施設」及び「3 原子力災害拠点病院の施設要件 (イ)施設及び設備等 ①設備、備品」等を参考にする。

④ 研修、訓練の実施

- A) 自施設の原子力災害対策に関係する所属職員に対する教育研修が定期的に行われていること。または、立地道府県等、原子力災害拠点病院等が行う研修に参加すること。
- B) 自施設の原子力災害対策に関係する所属職員に対する訓練が定期的に行われていること。または、立地道府県等、原子力災害拠点病院等が行う訓練に参加すること。

⑤ 関係機関等への連携体制等

- A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力を行うこと。
- B) 原子力災害拠点病院が構築する災害医療体制ネットワークに積極的に参画すること。

7 施設要件の見直しについて

国(原子力規制庁)が、3年毎に施設要件の見直しを検討する。

8 施行期日

平成27年5月15日

平成27年6月19日 修正

【参考1】原子力災害拠点病院が整備する備品、資機材の例

<ul style="list-style-type: none">○ 放射線測定器<ul style="list-style-type: none">・ 個人線量計・ GM サーベイメーター・ NaI シンチレーションサーベイメータ・ 電離箱式サーベイメーター・ ホールボディカウンター・ 甲状腺モニター 等
<ul style="list-style-type: none">○ 除染用資機材<ul style="list-style-type: none">・ 滅菌ドレップ（複数のサイズ）・ ガーゼ・ 洗浄用ボトル・ ディスポ缶子・ 撥水オイフ（複数のサイズ）・ 濃盆・ ビニール袋（複数のサイズ）・ 養生用テープ・ 石けん・ ボディソープ・ シャンプー・ 中性洗剤・ ビニールシート・ ろ紙シート 等
<ul style="list-style-type: none">○ 汚染拡大防止用資機材<ul style="list-style-type: none">・ ビニール袋（複数のサイズ）・ ビニールシート・ 養生用テープ・ ろ紙シート・ タイベックスーツ・ ゴム手袋・ サージカルマスク・ 微粒子用マスク（N95 規格）・ ディスポ帽子・ ゴーグル・ 靴カバー・ ディスポ手術衣

【参考2】原子力災害医療派遣チームの装備品の例

○ 通常の医療に必要な医療資機材
○ 放射線測定器 <ul style="list-style-type: none"> ・ GM サーベイメーター ・ NaI シンチレーションサーベイメータ (主にスタッフ防護のため) ・ 電離箱式サーベイメーター (主にスタッフ防護のため) ・ 個人線量計 (主にスタッフ防護のため)
○ 除染用資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滅菌ドレープ (複数のサイズ) ・ ガーゼ ・ 洗浄用ボトル ・ ディスポ缶 ・ 撥水オイフ (複数のサイズ) ・ 濃盆 ・ ビニール袋 (複数のサイズ) ・ 養生用テープ ・ 石けん ・ ボディソープ ・ シャンプー ・ 中性洗剤 ・ ビニールシート ・ ろ紙シート 等
○ 汚染拡大防止用資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニール袋 (複数のサイズ) ・ ビニールシート ・ 養生用テープ ・ ろ紙シート ・ タイベックスーツ ・ ゴム手袋 ・ サージカルマスク ・ 微粒子用マスク (N95 規格) ・ ディスポ帽子 ・ ゴーグル ・ 靴カバー ・ ディスポ手術衣
○ 安定ヨウ素剤 (チーム要員のため)
○ 通信回線 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星回線 ・ 専用回線 FAX ・ 専用回線有線電話
○ その他、自らの活動を実施するために必要な通信機器、移動車両、食料等

大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、原子力災害対策指針を改正し、原子力災害時の医療体制を整備。

現行の被ばく医療体制

三次被ばく医療機関

- 機能：
 - ・重篤な外部被ばく、内部被ばく患者の診療等の実施、長期的治療
 - ・医療機関連携体制の構築
 - ・医療関係者に対する研修実施
- 機関：
 - ・放医研、広島大

※国が選定

二次被ばく医療機関(※自治体が指定)

- 機能：
 - ・高線量被ばく患者に対する専門的医療の実施
- 機関：
 - ・地域の中核病院(例：大学病院等)

※自治体が指定

初期被ばく医療機関(※自治体が指定)

- 機能：
 - ・被ばく患者に対する初期診療の実施
- 機関：
 - ・原子力施設近隣の医療施設

※自治体が指定

指針改正後

原子力規制委員会からの財政支援

高度被ばく医療支援センター

- 機能：
 - ・重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施、長期的治療
 - ・医療機関連携体制の構築
 - ・医療関係者に対する研修実施
 - ・高度専門的研修の実施
 - ・防災訓練への参加
 - ・専門派遣チーム整備
- 機関：放医研、長崎大、弘前大、広島大、福島医大

原子力災害医療・総合支援センター

- 機能：
 - ・高線量被ばく傷病者の救急治療
 - ・医療機関連携体制の構築
 - ・原子力災害医療派遣チーム整備
 - ・派遣チームの派遣調整
 - ・派遣チームを対象とした研修の実施
 - ・防災訓練への参加
- 機関：長崎大、弘前大、広島大、福島医大

支援

※国が指定

原子力災害拠点病院

- 機能：
 - ・被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施
 - ・地域内の関係者に対する研修
 - ・防災訓練への参加
 - ・原子力災害医療派遣チーム整備
- 機関：
 - ・地域の中核病院(例：大学病院等)

協力

※自治体が指定

原子力災害医療協力機関

- 機能：
 - ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施
 - ・立地道府県等が行う原子力災害対策への協力
- 機関：
 - ・地域の関係機関等

※登録

島根県内の被ばく医療体制について

1. 初期被ばく医療

(1) 対象疾病

- ・被ばく、汚染のため直ちに診断を要する者
- ・外傷や疾病等に汚染や被ばくを合併している者
- ・避難所及び救護所から後方搬送されてきた者

(2) 指定済み被ばく医療機関

【松江】 松江赤十字行病院、松江市立病院、松江生協病院、松江記念病院、玉造病院

【安来】 安来市立病院

【雲南】 雲南市立病院、平成記念病院

【出雲】 出雲市民病院、出雲市立総合医療センター、出雲徳洲会病院

【UPZ圏外】 大田市立病院、町立奥出雲病院、飯南町立飯南病院

(3) 整備済み資機材

サーベイメータ（各4台）、ポケット線量計（各8本）、防護服など

2. 二次被ばく医療機関

(1) 対象疾病

- ・外部被ばくによる放射線障害のおそれがある者
- ・内部汚染による障害のおそれがある者
- ・対表面汚染や創傷汚染が十分除染されなかった者
- ・上記が混在又は一般傷病が合併している者

(2) 指定済み被ばく医療機関

・県立中央病院（出雲・UPZ内）

・島根大学医学部附属病院（出雲・UPZ外）

(3) 整備済み資機材

県立中央病院

ホールボディカウンタ、各種サーベイメータ、ルームガスモニター等

島根大学医学部

サーベイメータ（4台）、ポケット線量計（8本）、防護服等

(参考) 三次被ばく医療機関：広島大学、放射線医学総合研究所